核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

昨年7月7日、国連会議において核兵器禁止条約が、国連加盟国の3分の 2となる122か国の賛成で採択された。

同条約は、その前文に「ヒバクシャの苦難に心を留める」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も明文上、違法化する内容となっているほか、核保有国でも核の計画的な廃棄により、条約に参加できることとされている。

本町をはじめ、世界の7,500を超える都市が加盟する平和首長会議は、この条約の採択を「心から歓迎する」とし、また、同会議の国内加盟都市会議は、昨年8月23日に、政府に対し条約の実効性確保などについて要請をした。

本町は「我が国は世界で唯一の被爆国として、その悲劇を二度と繰り返すことなく、私たちの住む芽室の美しい自然と豊かな文化を守り、安心して暮らせる平和な社会を子孫に引き継ぐため」と平和非核宣言をしている。

こうした立場から、国に対し「各国軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議や、国際紛争の解決手段として武力行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らし、核兵器のない世界の実現に向け、真摯に努力するよう、以下の事項を強く要望する。

記

- 1. 唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。
- 2. それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

芽室町議会議長 広 瀬 重 雄

衆議院議長殿参議院議長殿内閣総理大臣殿外務大臣殿防衛大臣殿